

令和6年度 現業職員の給与改定等（令和7年度向け）に係る交渉の概要

令和6年度遡及改定に係る交渉（[前回の概要はこちら](#)）で、引き続き交渉予定としていた令和7年度の給与を含むその他の勤務条件に係る交渉の概要は次のとおりです。

1 交渉団体

神奈川県職員現業労働組合
神奈川県高等学校現業労働組合

2 交渉回数

令和6年12月12日から令和6年12月24日まで 5回

3 県の提案及び現業労組の主張と合意内容

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容
給与カーブの見直し			
地域手当	人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、令和7年度の支給率を12.45%に改定したい。	近隣団体や県内市町村の状況を踏まえて引き上げるべき。	支給率を12.45%に改定する。 (令和7年4月1日適用)
給与制度のアップデート			
給料表	人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、給料表を改定したい。	物価高騰を反映し県職員の健康で文化的な生活を保障するため、賃金改善を要求する。	給料表を改定する。 (令和7年4月1日適用)
扶養手当	人事委員会勧告対象職員との均衡等を踏まえ、扶養手当の支給額を次のとおり改定したい。 配偶者:廃止 子:一律1万3,000円 配偶者及び子以外の扶養親族:6,500円 「特定期間」の子に係る加算:5,000円 (令和7年4月1日適用。令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間は特例措置を設けることとしたい。)	配偶者に係る扶養手当を廃止することなく子に係る扶養手当を拡充すべき。仮に廃止するとしても、職員の生活を守るために十分な経過措置を設けるべき。	扶養手当の支給額を次のとおり改定する。 配偶者:廃止 子:一律1万3,000円 配偶者及び子以外の扶養親族:6,500円 「特定期間」の子に係る加算:5,000円 (令和7年4月1日～令和9年3月31日までの間は特例措置を設ける。)

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容
通勤手当	人事委員会勧告対象職員との均衡等を踏まえ、通勤手当の支給額について、1箇月当たりの通勤手当の上限額を15万円としたい。また、新幹線等に係る通勤手当について、育児介護等のやむを得ない事情により転居した者に対しても支給する等、要件を緩和したい。	通勤に要する有料道路利用料金は全額支給すべき。	通勤手当の支給額について、1箇月当たりの通勤手当の上限額を15万円とする。また、新幹線等に係る通勤手当について、育児介護等のやむを得ない事情により転居した者に対しても支給する等、要件を緩和する。 (令和7年4月1日適用)
単身赴任手当	人事委員会勧告対象職員との均衡等を踏まえ、採用に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居、単身で生活する職員に対しても、単身赴任手当を支給することとしたい。	—	採用に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居、単身で生活する職員に対しても、単身赴任手当を支給する。 (令和7年4月1日適用)
再任用職員の諸手当(住居手当等)	人事委員会勧告対象職員との均衡等を踏まえ、再任用職員に対して、住居手当及び特地勤務手当を支給することとしたい	再任用職員に対して、生活関連手当等を支給すべき。	再任用職員に対して、住居手当及び特地勤務手当を支給する。 (令和7年4月1日適用)
主な諸制度の見直し			
フレックスタイム制度	育児・介護職員を対象に週休3日制を導入することとしたい。	—	育児・介護職員を対象に週休3日制を導入する。なお、学校現場については、任命権者と引き続き話し合っていくものとし、育児・介護との両立支援に努める。 (令和7年4月1日適用)
子の看護休暇	育児介護休業法の改正に準じ、子の看護休暇について、新たに「学級閉鎖等における子の世話」「子の行事参加」を取得事由としたい。また、名称は「子の看護等休暇」としたい。	—	名称を子の看護等休暇に改め、現行の取得事由である「子の看護」に加え、「学級閉鎖等における子の世話」「子の行事参加」も追加する。なお、取得日数は現行のままとする。 (令和7年4月1日適用)

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容
年次休暇等の休暇の付与時期の変更	暦年で付与する年次休暇等について、年度付与へ見直すこととしたい。	—	暦年で付与する年次休暇等について、年度付与とする。 (令和8年4月1日適用)
会計年度任用職員の休暇	私傷病に係る特別休暇については全日数有給化し、不妊治療休暇、育児参加休暇、配偶者等出産休暇については勤続・任用期間に係る取得要件を廃止したい。	常勤と異なる休暇制度については常勤と同様の制度とすべき。	私傷病に係る特別休暇については全日数有給化し、不妊治療休暇、育児参加休暇、配偶者等出産休暇については勤続・任用期間に係る取得要件を廃止する。 (令和7年4月1日適用)